

Amazon Pay 決済サービス利用規約

改訂 2025年12月5日

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、Amazon Pay 決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章及び第2章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章及び第2章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、利用規約第2章、第1章の順に適用される。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) Amazon ログインアプリ | Amazon Services International LLC（以下「Amazon」という）が提供するウェブベースのユーザー認証システムを指し、Amazon が提供するウェブショッピングモールである Amazon.co.jp その他 Amazon 所定の方法で Amazon のサービス利用のために登録された Amazon ユーザー（以下「会員」という）に関する情報（以下「会員情報」という）を使用して、甲のウェブサイトログインすることを可能とするアプリケーション |
| (2) Amazon Pay 決済システム | 甲を売主とする商品の取引について、その代金等の決済のときに、Amazon ログインアプリを利用することによって当該商品の代金等を決済することを目的とした Amazon Pay 決済事業者及び Amazon（以下、総称して「丙」という）システム及び当該丙のシステムとデータ連携をするために PG が所有するシステムの総称 |
| (3) Amazon Pay 決済 | Amazon Pay 決済システムを用いて、会員情報（登録された住所、Amazon 所定の決済手段を含む）を使用した代金等の決済をいう。なお、当該 Amazon 所定の決済手段を提供する決済事業者を「Amazon Pay 決済事業者」という。 |
| (4) Amazon Pay 決済サービス | PG が提供する Amazon Pay 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスとして本サービスを構成するものであって、本規約が定めるもの |
| (5) Amazon Pay 加盟店契約 | 本加盟店契約のうち、甲と丙との間で締結される Amazon Pay 決済に関する契約 |
| (6) PPM 取引 | Amazon Pay 決済で選択された決済手段が、VISA インターナショナルサービスアシエンション若しくはそのグループ企業、又は、マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド若しくはそのグループ企業が国際ブランドであるカード決済その他 Amazon と PG との間で PPM 決済の対象とすることを合意した決済手段である場合の、甲と売主間の取引 |
| (7) APM 取引 | Amazon Pay 決済で選択された決済手段が、日本国内におけるクレジットカード及びデビットカード以外の決済手段又は Amazon と PG との間で APM 決済の対象とすることを合意した決済手段である場合の、甲と売主間の取引 |
| (8) マルチテNDER取引 | Amazon Pay 決済で選択された決済手段が、Amazon 所定の決済手段のうち複数の決済手段である場合の、甲と売主間の取引 |
| (9) AmazonPay cPSP サービス | Amazon Pay 決済サービスのうち、PPM 取引、APM 取引又はマルチテNDER取引の種別に応じて、PG が第11条第1項に定める業務を本サービスとして提供するサービス |
| (10) マーケットプレイス保証 | 日本向けに作成された Amazon Pay 決済のマーケットプレイス保証に関するポリシーをいい、 https://pay.amazon.co.jp/help/201212410 （販売事業者向け）又は https://pay.amazon.co.jp/help/201751470 （購入者向け）又はこれらの代替、追加又は後継の URL 等で規定されているもの |

(Amazon Pay 加盟店契約の締結と遵守)

- 第3条 甲は、自己の責任と費用負担によって Amazon との間で Amazon Pay 加盟店契約を締結して、維持するものとする。
- 甲は、Amazon Pay 加盟店契約等（Amazon Pay 加盟店契約及びこれに付帯し又は関連する規約、規定、ポリシー、規則、覚書、丙指定のガイドライン、手順等の総称を指す）を遵守するものとする。
 - PG は Amazon Pay 加盟店契約の締結に関与せず、Amazon Pay 加盟店契約の成否又は内容に関して何らの責任も負わないものとする。

(Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスの内容)

第4条 Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

- 買主の Amazon ログインアプリを用いたデータ通信によって会員番号等の丙所定の情報の提供を受けることにより購入申込を受けた、甲を売主とする通信販売の申込に関するデータに関し、Amazon と Amazon Pay 決済事業者間のやりとりの結果確定したオーソリ結果、売上請求データ、取消請求に関するデータを甲に連携すること
- インターネットを通じた管理画面の提供その他前号に関連し又は附随するサービスとして PG が定めるもの

(Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスの利用)

第5条 甲は、Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する前に、自己の責任と費用負担で、Amazon と必要な契約を締結し、Amazon のアカウントを作成し、Amazon から決済に必要なソフトウェア（Amazon ログインアプリを

- 含むが、これに限らない)の提供を受けたいうえで、Amazon Pay 決済時に接続されるサーバ等に実装するものとする。
2. 甲が Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、Amazon Pay 決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び Amazon Pay 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、Amazon Pay 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、Amazon Pay 決済システム及び Amazon Pay 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
 3. 甲は、Amazon Pay 加盟店契約に基づく通信販売に関してのみ、Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスを利用することができる。
 4. 甲は、甲自身を売主とし、会員を買主とする通信販売に関してのみ、Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスを利用することができる。
 5. 甲は、Amazon Pay 決済サービスを利用するにあたり、PG が取得した甲に関する情報を Amazon に提供することを承諾する。また、甲は、直接又は間接を問わず、Amazon のサービスの提供その他契約上の義務の履行に必要な場合、Amazon の内部不正防止目的の場合、Amazon の顧客の審査、法令順守、報告、統計分析、保持、チェックアウト体験の向上に関する分析、顧客サービス及びリスク管理の目的の場合、その他 Amazon の適用法令、プライバシーポリシー及び国際ブランドの規則を遵守するために必要な場合、Amazon が甲の情報を利用することを承諾する。

(Amazon Pay 決済サービスの利用の対価)

第6条 甲は、Amazon Pay 決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

- 第7条 甲は、Amazon Pay 決済において、会員から Amazon Pay 決済の申込を受けた場合、第5条第1項に定めるソフトウェアを利用して、当該 Amazon Pay 決済が会員本人からの申込みであることを確認するものとする。この確認が成功した場合を除き、当該会員との間で Amazon Pay 決済を行ってはならないものとする。
2. 甲は、Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの期間、Amazon Pay 決済対応加盟店であることを示す丙又は丙と提携する他の事業者所定の標識等を、甲のホームページ・インターネットサイト等の見やすい箇所に表示するものとする。
 3. 甲は、Amazon Pay 決済を利用した場合、直接買主に対して商品の代金等の支払いを請求してはならない。
 4. 甲は、Amazon 加盟店契約に基づく Amazon 所定の手数料及び Amazon の決済売上金に係る支払サイクルが変更される場合、速やかにその旨を PG に対して通知するとともに、PG が必要とする一切の情報を PG に提供しなければならない。

(免責に関する特則)

第8条 PG は、利用規約及び本規約に明示的に定める場合を除き、Amazon Pay 決済システム及び Amazon Pay 決済に関し、明示又は黙示を問わず、商品性、品質充足性、仕様適合性、正確性、エラーのないこと、非侵害性及び特定目的適合性を含む、いかなる表明及び保証を行わない。

(損害賠償等に関する特則)

第9条 PG は、Amazon Pay 決済サービスの提供に関し、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、甲に発生した間接的、付随的、特別の、派生的又は懲罰的な性質の損害(利益、信用、使用又はデータの逸失若しくは喪失を含む)については、仮にその可能性について知らされていたとしても、一切責任を負わない。PG は、その合理的な支配を超えた理由、事由又はその他の事項に基づく本規約上の義務の履行の遅延又は不履行については、一切責任を負わない。いかなる場合であっても、本規約に関連する PG の責任の総額は50万円を上限とする。

(引渡金の支払等に関する特則)

- 第10条 甲は、Amazon Pay 決済サービスに関する本サービス利用中、PG に対し、次の各号の事項に関する代理権を授与する。
- (1) Amazon Pay 決済サービスに基づく決済売上金の受領又は返還
 - (2) Amazon Pay 加盟店契約に基づく又は関連する Amazon への通知、審査依頼等及び Amazon からの通知等の受領
 - (3) その他前号に付帯する Amazon Pay 加盟店契約履行に関連する事項
2. 甲は、本サービス利用中、前項の代理権の授与の全部又は一部を撤回することができない。但し、Amazon Pay 加盟店契約が理由の如何を問わず終了した場合又は甲と PG が別段の合意をした場合、当該代理権授与は何らの通知を要することなく当然に撤回される。
 3. 甲は、Amazon Pay 決済サービスに基づく決済売上金の引渡に関し、Amazon 加盟店契約において、Amazon Pay 決済売上金の振込口座として PG 名義の PG 所定の銀行口座を設定する。PG は、これに基づき丙から PG に入金があった場合、当該代理受領した当該金額から第6条に定める PG 所定の対価及び振込手数料並びにこれらに対する消費税等相当額を控除した残額(以下「引渡金」という)を、本申込書等に記載の支払期限に従って、甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により支払う。但し、PG は、甲が他の決済方法に関して本サービスを利用している場合には、当該他の決済方法に係る支払と合算して支払うことができる。
 4. 前項に定めるもののほか、引渡金の支払、支払留保又は返金については利用規約第38条、第39条及び第40条の定めに従う。
 5. 甲は、PG が Amazon に対し決済売上金の受領に係る代理権を付与すること、及び、Amazon が PG を代理して買主又は Amazon Pay 決済事業者から当該決済売上金を受領した場合、PG 及び甲は代金等の弁済を受領したものとみなされ、Amazon から当該資金の弁済を受けられなかったとしても買主の代金等の債務を履行したものとみなされることを承諾する。

(AmazonPay cPSP サービスに関する特則)

第11条 第4条の定めに関わらず、甲が AmazonPay cPSP サービスを利用する場合、Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスの内容は、買主が選択した決済手段に応じて次の各号の業務を実施することとする。

(1) PPM 取引の場合

PPM 取引で選択した Amazon 所定の決済手段を Amazon Pay 決済ではなく一決済手段として利用して通信販売を行った場合に甲に適用される、利用規約の各条項に基づき提供される本サービス

(2) APM 取引及びマルチテNDER取引の場合

買主の Amazon ログインアプリを用いたデータ通信によって会員番号等の丙所定の情報の提供を受けることにより購入申込を受けた、甲を売主とする通信販売の申込に関するデータに関し、Amazon と Amazon Pay 決済事業者間のやりとりの結果確定したオーソリ結果、売上請求データ、取消請求に関するデータを甲に連携すること

(3) インターネットを通じた管理画面の提供その他第1号及び第2号までに関連し又は附随するサービスとして PG が定めるもの

2. 第6条の定めに関わらず、甲が AmazonPay cPSP サービスを利用する場合、Amazon Pay 決済サービスの利用の対価として、買主が選択する決済手段に応じて以下の各号に定める金額を支払う。

(1) PPM 取引の場合

①初期導入費用（利用許諾書に定めるライセンス料を含む）及びシステム利用料金

Amazon Pay 決済の AmazonPay cPSP サービスに関する本サービスの対価として本申込書等記載の初期導入費用（利用許諾書に定めるライセンス料を含む）及びシステム利用料金並びにこれらに対する消費税等相当額

②手数料

PPM 取引で選択した Amazon 所定の決済手段を Amazon Pay 決済ではなく一決済手段として利用して通信販売を行った場合に甲に適用される、利用規約の各条項で定める本申込書等記載の手数料及びこれらに対する消費税等相当額

(2) APM 取引及びマルチテNDER取引の場合

Amazon Pay 決済の AmazonPay cPSP サービスに関する本サービスの対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額

3. 甲が AmazonPay cPSP サービスに基づき PPM 取引を行う場合、甲には、本規約に加え、PPM 取引で選択した Amazon 所定の決済手段を Amazon Pay 決済ではなく一決済手段として利用して通信販売を行った場合に甲に適用される利用規約の条文が適用されるものとする。また、この場合、本規約のうち第10条は適用されず、本項に基づき適用される利用規約の定めに従う。

4. 甲が AmazonPay cPSP サービスを利用した取引に関し、買主がマーケットプレイス保証による保護を申請（以下「保証申請」という）した場合、甲は Amazon 所定のマーケットプレイス保証の定めに従う。当該保証申請に関し、Amazon がその自由裁量に基づき売主有利に（すなわち、甲が当該保証申請に応じる義務があると）判断した場合、PG は Amazon 所定の処理（当該決済手段の取消処理又は払戻処理を含むがこれに限られない。以下同じ）を行うことがあるが、甲は当該処理に関し一切異議を述べない。甲は、当該保証申請に対する保証金として Amazon が定める金額（以下「保証金」という）を支払う義務を負い、その結果、Amazon から PG への支払や PG から甲への引渡金の支払は、保証金相当額が控除された金額となることを承諾する。決済売上金が保証金に足りない場合や、PG が Amazon から依頼に基づき当該金額を甲に請求した場合、甲は PG に対し当該保証金を支払う義務を負い、PG 所定の期日までに PG 所定の銀行口座に当該保証金を支払う。PG は、本項に定めるほかマーケットプレイス保証には一切関与しておらず、甲は自己の費用負担と責任でこれを解決するものとし、マーケットプレイス保証に関し PG が何らかの損害を受けた場合にはこれを補償する。

5. 甲は、AmazonPay cPSP サービスを利用する場合、「AmazonPay (cPSP) ご利用に際する注意事項」を承諾の上遵守するものとする。

6. 本条に定める事項以外は、本規約の定めに従う。本条と本規約が矛盾抵触する場合、本条の定めを優先する。

(事後効)

第12条 本利用契約のうち Amazon Pay 決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第2条、第5条第5項、第8条、第9条、第10条第4項、第11条第3項から第6項及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上